

飯田市生活排水処理基本計画

2021（令和3）年1月改訂

長野県飯田市

目 次

はじめに(策定の趣旨)	2
第1章 計画の基本的事項	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間及び区域	3
3 計画の目標年度	3
4 生活排水処理に係る理念、目標	4
第2章 生活排水処理の状況	5
1 生活排水処理体系	5
2 生活排水の処理主体	6
3 生活排水処理人口の推移	6
4 し尿及び汚泥等の排出状況	8
5 下水道処理施設の現況	11
第3章 生活排水処理基本計画	13
1 生活排水処理の基本方針	13
2 目標年度	13
3 生活排水の処理の目標	13
4 生活排水の処理計画	14
5 し尿・汚泥の処理計画	15
第4章 その他生活排水に関すること	16
1 生活排水の課題	16
2 市民に対する広報・啓発活動	16
3 計画の運営管理	16
生活排水処理区域図	18

はじめに（策定の趣旨）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

そのため、飯田市では飯田市内の生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以下同じ）処理に関する基本方針となる「生活排水処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定していますが、現計画（平成22年12月策定、平成23年度から平成32年度までの計画期間）が令和2年度末で終了することから、長野県構想の見直しと関連させるため計画期間を2年間延伸し、令和4年度を終期とする計画の見直しをするものです。

本計画は長期的・総合的な視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥などの処理等発生から最終処分までの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

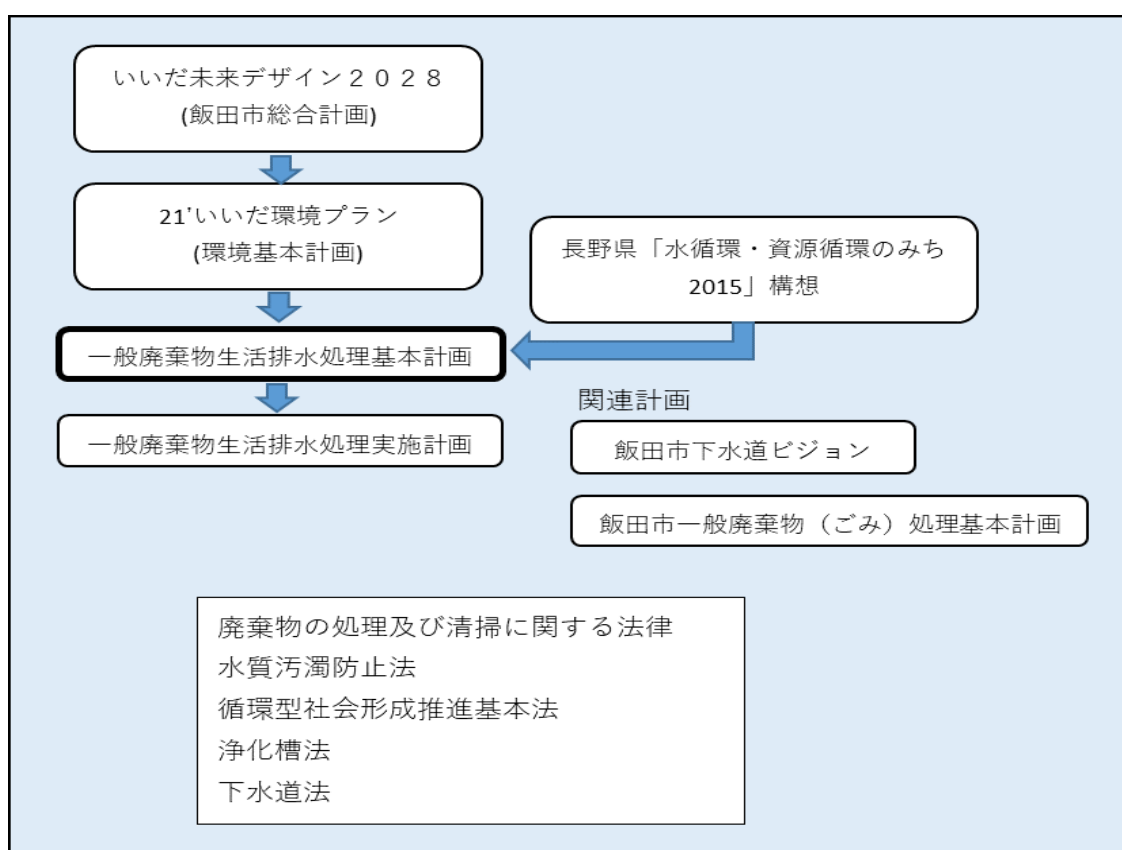
第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は飯田市の将来都市像である「人も自然も美しく、輝くまち飯田 環境文化都市」の実現と、「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」の目指すまちの姿に定める「人と自然が共生する環境のまち」の具現化を目指します。

また、飯田市の環境基本計画「21' いいだ環境プラン」に定める基本理念を共有し、目指すゴールの達成に取り組みます。基本方針や目標は長野県が定める構想との整合を図ることとします。

(計画の位置づけ)



2 計画の期間及び区域

計画の期間は、令和4年度までの12年間とします。

計画の対象とする区域は、飯田市内の全域とします。

3 計画の目標年度

計画の目標年度は計画期間の最終年度である令和4年度末とします。

進捗状況や社会動向などをふまえ、2年後の令和4年度末までに、新たな計画を策定します。

4 生活排水処理に係る理念、目標

下水道や合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備による生活排水の適正処理は、公衆衛生の向上や身近な生活環境の快適性に寄与するとともに、公共用水域の水質保全にも資するものです。また、生活排水処理で発生する汚泥など適正に処分、再利用することは、水環境・資源循環型社会の形成に重要な役割を担っています。

飯田市の公共下水道事業は、市街地の大半を焼失した昭和 22 年 4 月の大火による復興都市計画事業として、昭和 24 年 11 月に事業認可を受け県下で最も早く管路工事に着手しました。その後、昭和 52 年 4 月に松尾終末処理場が完成、平成 7 年 3 月には、「飯田市下水道整備基本計画」を策定し、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設整備事業、合併処理浄化槽設置事業を取り入れ、平成 25 年度までに汚水処理人口普及率（総人口に対する下水道、浄化槽による処理人口の合計人口の割合）を 100%とする「市民皆水洗化」をめざすこととしました。

平成 25 年度末の整備基本計画終了をもって管路整備が概ね完了し、令和元年度末の汚水処理人口普及率は 97.0%となりました。今後の下水道事業は「整備拡大」から「維持管理と健全経営」へと大きな転換期を迎えました。

人口減少や高齢化の進展、処理水量の減少など社会情勢の変化がすすみ、生活排水処理においてもその対応が求められています。また、処理施設は、機能の維持や利用者である市民の利便性や快適性を持続していくために、今後とも適切な維持管理のもと運営を行っていく必要があります。

このことから、生活排水に起因する水質汚濁等を防止するため、下水道への接続や合併処理浄化槽による水洗化を促進し、地域の水環境の保全し、循環型社会の形成を図るため、し尿及びその他生活雑排水の処理が持続的かつ、適正に行なわれるよう、将来的な視点に立って持続可能な生活排水処理対策を講じます。

第2章 生活排水処理の状況

1 生活排水処理体系

飯田市における生活排水の処理体系を図2-1に示します。

公共下水道および農業集落排水施設に接続し、水洗化済みの世帯については、市内4つの公共下水処理場（浄化センター）と9つの農業集落排水施設で処理され、処理水を公共水域（河川等）に放流しています。

合併処理浄化槽を設置している世帯や事業所については、処理水を公共水域に放流し、処理過程で発生する汚泥については、市内のし尿処理施設にて処理しています。

単独処理浄化槽については、し尿は汲み取りによりし尿処理施設で処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま放流していますので非水洗化人口としています。

汲み取りし尿や浄化槽汚泥は南信州広域連合が運営するし尿処理施設に搬入し処理しています。

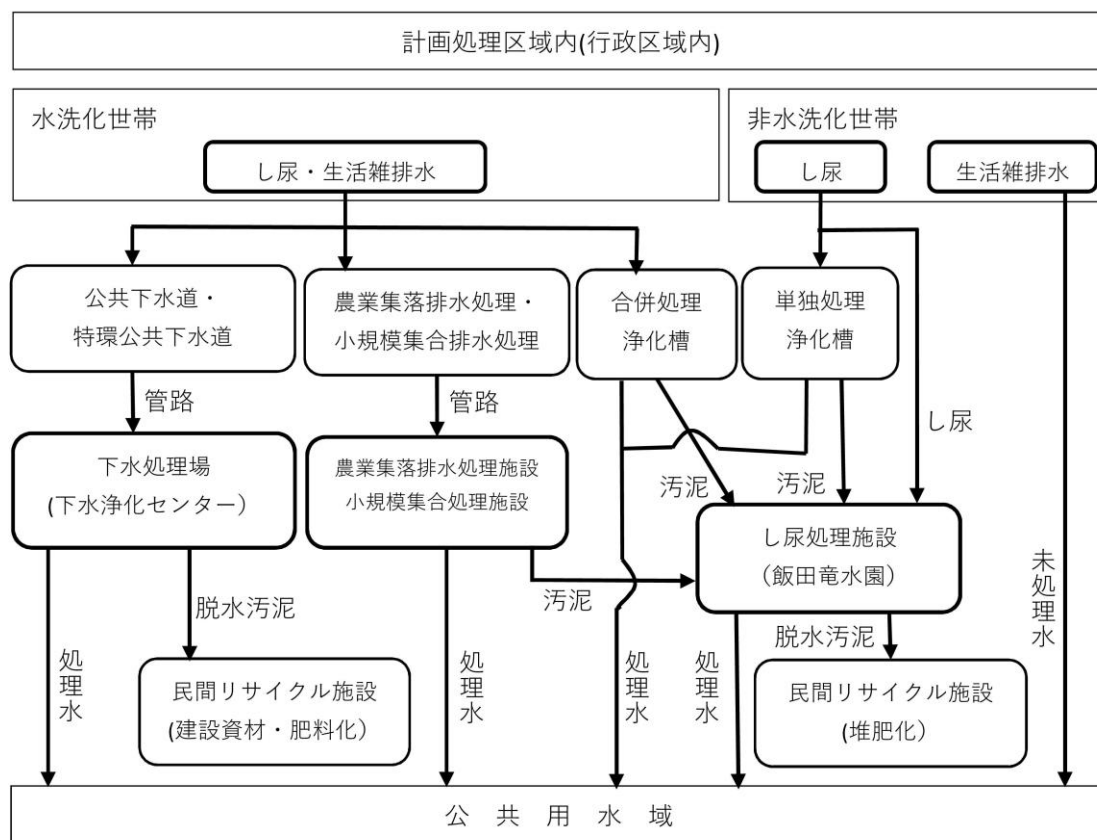


図2-1 処理体系図

2 生活排水の処理主体

飯田市における生活排水の処理主体は表2-2のとおりです。

表 2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	飯田市
(2)特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	飯田市
(3)農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	飯田市
(4)小規模集合排水処理施設	し尿及び生活雑排水	飯田市
(5)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(6)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(7)し尿処理施設	し尿及び汚泥	南信州広域連合 (飯田環境センター)

3 生活排水処理人口の推移

飯田市の生活排水処理状況の実績を過去 7 年間の形態別人口の推移で見ると、表 2-3 のとおりです。

令和元年度末における区域内人口 100,008 人に対し、公共下水道処理人口が最も多く 71,726 人 (71.7%) となっており、特定環境保全下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を併せた、いわゆる水洗化生活排水人口は 89,807 人 (89.8%) で、単独処理浄化槽や汲み取りなどの非水洗化人口は 10,201 人 (10.2%) となっています。

排水処理人口は平成 12 年の国勢調査をピークに減少傾向にあり、公共下水道以下いずれの処理人口も減少傾向にあります。非水洗化人口は、人口の減少に加え、下水道、合併処理浄化槽への接続により水洗化が進んだことから着実に減少しています。合併処理浄化槽は、新規設置による増加は見られるものの、集合処理区域内での下水道への切り替えもあるため、横ばいから微減となっています。

表2-3 処理形態別人口の推移

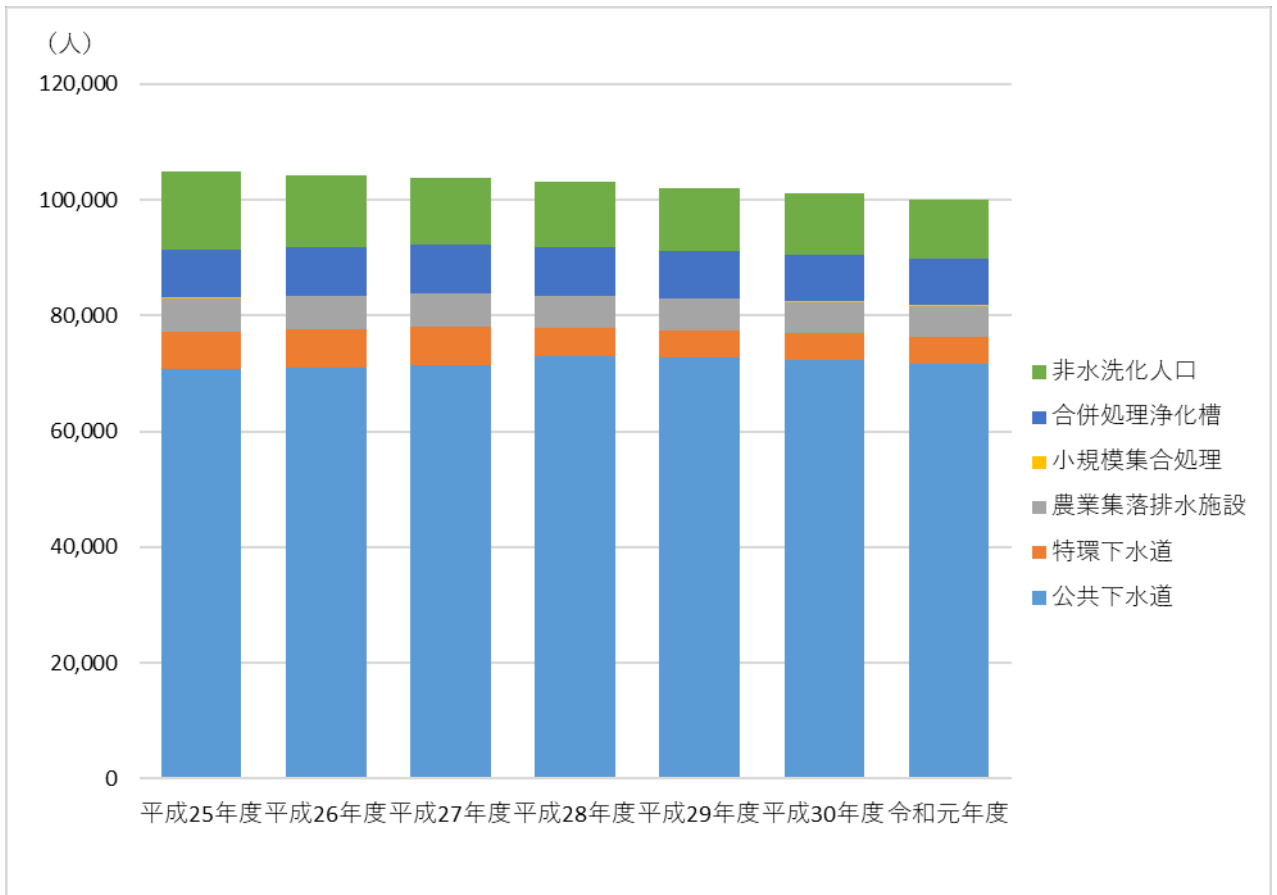
単位:人

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.行政区域内人口	104,954	104,284	103,712	103,023	102,012	101,111	100,008
2.水洗化人口	91,323	91,795	92,260	91,894	91,180	90,545	89,807
公共下水道	70,647	71,039	71,331	73,045	72,659	72,238	71,726
特環下水道	6,600	6,578	6,771	4,701	4,677	4,635	4,622
農業集落排水施設	5,759	5,743	5,704	5,622	5,500	5,485	5,361
小規模集合処理	87	85	81	78	77	75	72
合併処理浄化槽	8,230	8,350	8,373	8,448	8,267	8,112	8,026
3 非水洗化人口	13,631	12,489	11,452	11,129	10,832	10,566	10,201
内数(単独処理浄化槽)	(101)	(102)	(97)	(75)	(71)	(66)	(66)

* 1 行政区域内人口は住民基本台帳を基に、2 水洗化人口は接続済み人口を記載。他の統計資料と合致しない場合がある。

* 3 非水洗化人口には単独処理浄化槽を含む

* 平成28年度に特環下水道の一部を公共下水道へ編入した



4 し尿及び汚泥等の排出状況

(1) し尿及び汚泥等の収集運搬の状況

飯田市のし尿・汚泥等の収集運搬は許可業者が収集し、し尿処理施設まで運搬していません。

(2) し尿・汚泥処理施設の現況

区分	施設概要	
施設名	飯田環境センター 飯田竜水園	
所在地	長野県飯田市松尾明 7513 番地 1	
事業運営主体	南信州広域連合	
処理方式	浄化槽汚泥比率の高いし尿の膜分離高負荷生物脱窒素処理	
処理能力	改造前	改造後
	204 kl/日	75 kl/日
運転開始	平成 5 年 5 月	平成 24 年 4 月
放流水質	pH5.8~8.6、BOD10 mg/ℓ 以下、COD30 mg/ℓ 以下、SS10 mg/ℓ 以下、T-N10 mg/ℓ 以下、T-P1 mg/ℓ 以下、色度 30 度以下、大腸菌群数 1,000 個 m ³ 以下	
放流先	天竜川水系一級河川 天竜川	

し尿処理施設「飯田竜水園」は、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村から排出される、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理し、住民の衛生的で健康的な生活に寄与することを目的として、平成 5 年 5 月から計画処理能力 204kl/日で稼働を開始しました。

しかし、各市町村の集合処理化（農業集落排水事業）や合併浄化槽の普及により水洗化が進み、搬入量が大幅に減少したため、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 か年に、既存の施設を有効利用し、現状に見合った処理能力 75 kl/日とする施設のコンパクト化工事を行いました。

また、汚水処理についても、焼却施設を廃止することで地域住民への環境影響を排除し、循環型社会の形成に資するため、含水率 70%以下の脱水処理として場外搬出し堆肥化することとしました。施設の運転状況については、関係市町村から搬入されたし尿・浄化槽汚泥・農集排汚泥について、徹底した日常管理と水質検査を実施することで、毎日変動する搬入量や成分等にも迅速に対応し、水質の安定化を図ることで放流水の環境基準に適合した数値を遵守し、安定した処理を行っています。

(2) し尿及び汚泥の処理量の推移

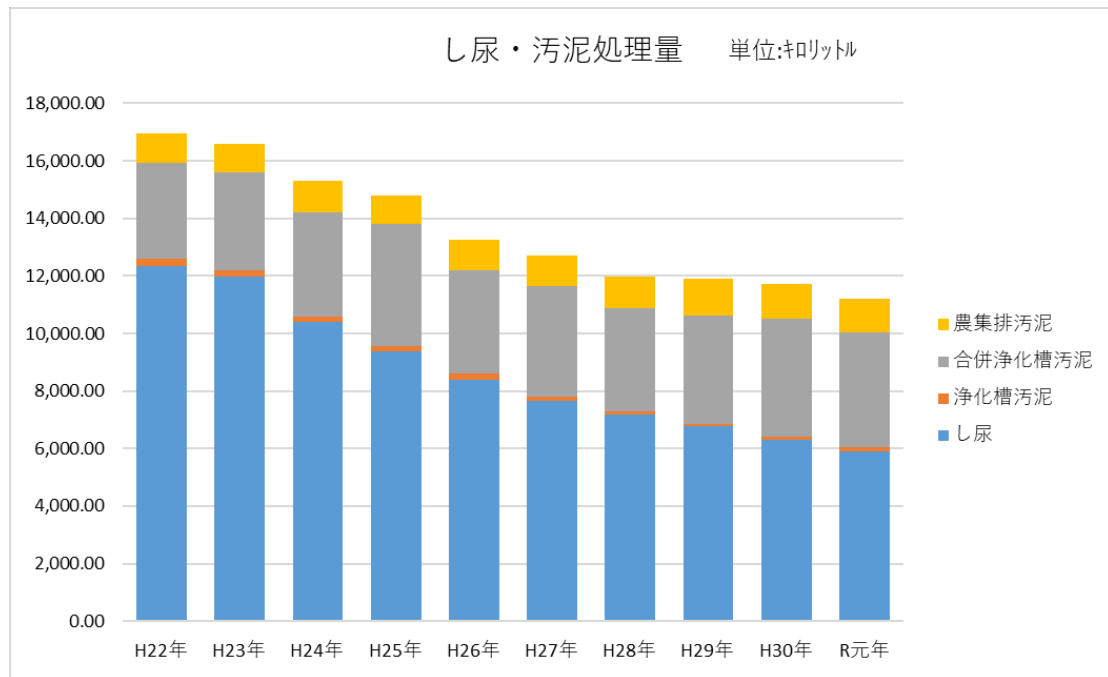
し尿処理施設に搬入された飯田市分のし尿及び浄化槽等の過去10年間の汚泥処理量(実績)の推移は表2-4のとおりです。

表2-4 し尿・汚泥処理量(実績)の推移

(単位: kℓ)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
し尿	12,359.64	11,990.88	10,404.04	9,369.38	8,396.13	7,655.51	7,176.58	6,774.35	6,317.31	5,890.56
単独浄化槽汚泥	246.44	204.16	185.23	208.68	196.78	158.04	114.76	86.51	107.42	137.61
合併浄化槽汚泥	3,319.70	3,408.31	3,613.98	4,216.39	3,608.51	3,823.02	3,591.41	3,745.23	4,092.67	4,024.17
農集排汚泥	1,021.23	968.00	1,093.92	1,012.46	1,042.85	1,079.46	1,110.64	1,297.52	1,198.54	1,141.39
計	16,947.01	16,571.35	15,297.17	14,806.91	13,244.27	12,716.03	11,993.39	11,903.61	11,715.94	11,193.73

*処理量は搬入先である5市町村のうち、飯田市分のみである。



し尿処理量は、汲み取り世帯の減少に伴い、年々減少しており、今後も減少が見込まれます。汚泥処理量は、汲み取りや単独浄化槽から、合併浄化槽等への切り替えが進んでいることから微増で推移しています。

(3) 脱水汚泥・し渣等の搬出状況の推移

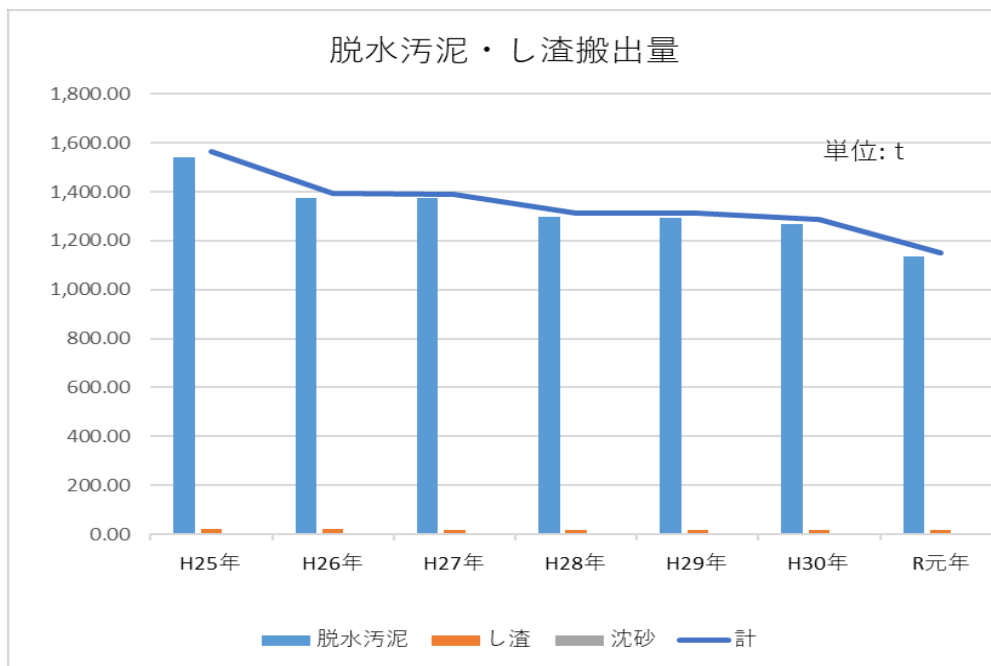
処理後または処理過程で発生し場外処分した脱水汚泥やし渣の搬出量(実績)の推移は、表2-5のとおりです。

表2-5 脱水汚泥・し渣搬出量(実績)の推移

(単位: t)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
脱水汚泥	1,542.39	1,373.32	1,374.04	1,297.15	1,294.28	1,268.49	1,136.05
し渣	22.74	20.90	17.17	16.08	16.98	18.47	15.67
沈砂	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	1,565.13	1,394.22	1,391.21	1,313.23	1,311.26	1,286.96	1,151.72

* 搬出量は5市町村全体の量である。



5市町村の下水道整備の進捗や人口減少等に伴い、全体量は減少傾向が続いています。

脱水汚泥等は、以前は焼却処分されていましたが、現在では場外処分として搬出した全量を民間の処理施設で炭化・堆肥化され、土壌改良剤などに再利用されています。

5 下水道処理施設の現況

汚泥発生量等実績は令和元年度末の実績である。

(1) 松尾浄化管理センター

(供用開始 昭和52年4月1日)

位置 飯田市松尾明7716番地 (面積 4.8 ha)

		事業計画		現在の能力と実績			処理方式
最大処理能力		49,000	m ³ /日	(能力)	49,000	m ³ /日	標準活性汚泥法(分流式)
処理人口		76,900	人	(実績)	70,147	人	
汚泥発生量	汚泥の再利用	最大処理量	日平均	日最小	放流水	放流水	
4,284 t/年 11.7 t/日	全量を民間の処理施設で焼却後、セメントなどの建設資材として再利用。	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	
		44,790	31,515	25,580	4.2	4.2	

*事業計画の数値は令和元年度の目標値である。

(2) 川路浄化センター

(供用開始 平成16年4月1日)

位置 飯田市川路7630番地1 (面積 1.0 ha)

		事業計画		現在の能力と実績			処理方式
最大処理能力		1,300	m ³ /日	(能力)	650	m ³ /日	活性汚泥法(分流式)
処理人口		1,900	人	(実績)	1,579	人	
汚泥発生量	汚泥の再利用	最大処理量	日平均	日最小	放流水	放流水	
142 t/年 0.4 t/日	全量を民間の処理施設で炭化乾燥後、肥料として再利用。	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	
		669	582	420	3.3	2.2	

*事業計画の数値は令和4年度の目標値である。

(3) 竜丘浄化センター

(供用開始 平成15年12月16日)

位置 飯田市嶋109番地 (面積 1.0 ha)

		事業計画		現在の能力と実績			処理方式
最大処理能力		3,200	m ³ /日	(能力)	3,200	m ³ /日	活性汚泥法(分流式)
処理人口		4,700	人	(実績)	3,973	人	
汚泥発生量	汚泥の再利用	最大処理量	日平均	日最小	放流水	放流水	
280 t/年 0.8 t/日	全量を民間の処理施設で炭化乾燥後、肥料として再利用。	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	
		1,580	1,198	1,044	2.1	2.2	

*事業計画の数値は令和4年度の目標値である。

(4) 和田浄化センター

(供用開始 平成11年3月31日)

位置 飯田市南信濃和田2505番地14 (面積 1.0 ha)

		事業計画		現在の能力と実績			処理方式
最大処理能力		900	m ³ /日	(能力)	900	m ³ /日	活性汚泥法(分流式)
処理人口		930	人	(実績)	649	人	
汚泥発生量	汚泥の再利用	最大処理量	日平均	日最小	放流水	放流水	
65 t/年 0.2 t/日	全量を民間の処理施設で炭化乾燥後、肥料として再利用。	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	
		394	231	173	1.1	0.7	

*事業計画の数値は令和4年度の目標値である。

(5) 農業集落排水事業

地区 (処理施設名)	処理方式	最大処理量 (m ³ /日)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	放流水 BOD (mg/ℓ)	放流水 SS (mg/ℓ)
立石	ニイミシステム20型	178	79	151	5.2	3.5
知久平	JARUS-Ⅲ型	492	200	343	2.1	1.3
柏原 (みずはの苑)	ニイミシステム20型	109	42	67	5.3	2.3
下殿岡	JARUS-Ⅲ型	571	293	401	7.7	2.6
下虎岩	JARUS-Ⅲ型	469	215	375	9.5	2.7
船渡	JARUS-Ⅲ型	581	379	577	7.5	1.4
上久堅中央 (みずもと処理場)	JARUS-Ⅲ型	396	151	274	4.3	2.0
更生太田 (細新処理場)	JARUS-XⅣ型	894	340	613	1.7	4.2
米川野池芋平	JARUS-XⅣ型	323	80	117	2.0	2.5
計		4,013	1,779	2,918	(平均)4.9	(平均)2.3

*ニイミシステム20型 : 土壌被覆型沈殿分離接触ばっ気方式

*JARUS-Ⅲ型 : 流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式

*JARUS-XⅣ型 : 連続流入間欠ばっ気方式

更生太田地区の処理された脱水汚泥は全量を民間の処理施設で炭化・肥料化されています。その他の8地区の汚泥は、し尿処理施設(飯田竜水園)へ運搬し処分しています。

(6) 小規模集合排水処理事業

地区 (処理施設名)	処理方式	最大処理量 (m ³ /日)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	放流水 BOD (mg/ℓ)	放流水 SS (mg/ℓ)
目名振	abic浄化槽 FT-C型	26	7	14	4.8	3.5
堤田	abic浄化槽 FT-C型	23	9	20	7.9	3.9
計		49	16	34	(平均)6.4	(平均)3.7

*abic浄化槽 FT-C型 : 沈殿分離接触ばっ気方式

処理後の汚泥は、し尿処理施設(飯田竜水園)へ搬入処分しています。

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

公衆衛生の向上と快適な生活環境を創造するとともに、公共用水域の水質汚濁の防止や水資源、水環境を保全するとの本計画の基本理念・目標を実現するため、次の基本方針を定めます。

【基本方針】

- (1) 公共下水道区域内においては、共用された下水道整備個所の世帯に早期接続を促します。
- (2) 公共下水道区域外のうち、農業集落排水施設については、引き続き排水処理を継続し、その他の区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進します。
そのため、引き続き市民への周知啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽を設置しようとする世帯への設置費助成を行う等、普及促進を図ります。
特に単独処理浄化槽や汲み取り世帯など未水洗世帯への合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- (3) し尿や浄化槽汚泥等の処理については、引き続き飯田竜水園への安定的な搬入受け入れを継続します。

2 目標年度

本計画における目標年度は計画期間の最終年度である令和4年度末とします。

進捗状況や社会動向などをふまえ、2年後の令和4年度末までに、新たな計画を策定します。

3 生活排水の処理の目標

基本方針に沿って生活排水の適正処理を進めるため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水施設、合併処理浄化槽でそれぞれ生活排水処理を進めます。目標とする生活排水の処理（生活排水処理率、汚水処理人口普及率）は表3-1のとおりです。また、目標とする生活排水の処理人口形態別内訳は表3-2のとおりです。

表 3-1 生活排水の処理の目標

(人)

	実績 平成 25 年度	現在 令和元年度	目標 令和 4 年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口） a	104,954	100,008	98,468
水洗化生活雑排水処理人口：注 1 b	91,323	89,807	89,111
生活排水処理(水洗化)率 (b/a*100)	87.0%	89.8%	90.5%
生活排水処理区域内人口：注 2 c	101,276	97,038	95,813
汚水処理人口普及率 (c/a*100)	96.5%	97.0%	97.3%

注 1：下水道接続済・合併処理浄化槽等の排水処理をしている人口

注 2：施設整備により下水道等へ排水処理できるようになった人口

表 3-2 生活排水の処理人口形態別内訳

(人)

	実績 平成 25 年度	現在 令和元年度	目標 令和 4 年度
計 画 処 理 区 域 内 人 口 (行政区域内人口)	104,954	100,008	98,468
水洗化生活排水処理人口	91,323	89,807	89,111
公共下水道	70,647	71,726	71,202
特定環境保全公共下水道	6,600	4,622	4,589
農業集落排水施設	5,759	5,361	5,321
小規模集合排水施設	87	72	71
合併処理浄化槽	8,230	8,026	7,928
生活排水未処理人口(単独浄化槽)	101	66	51
非水洗化人口	13,530	10,135	9,306

4 生活排水の処理計画

(1) 下水道事業

公共下水道処理区域ではこれまで通り下水処理施設での処理を継続していきます。また、処理過程で発生する汚泥の有効利用や消費電力の縮減など環境に配慮した対策に取り組めます。

今後は老朽化した施設をストックマネジメント計画に基づき計画的に改築更新を進めるとともに、地震による耐震化対策や、雨水浸水対策など計画的に進めていきます。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水施設では今後の処理施設の統廃合を踏まえた効率化に対応しながら増減する汚泥量を適切に把握し処理を進めます。

今後も継続して運営管理する施設については、ストックマネジメント計画に基づき改築更新を進めます。

(3) 合併処理浄化槽

既存の合併処理浄化槽については、適正な保守点検と清掃、法定検査の実施など適正な維持管理を推進するため、継続的な指導助言を行います。

また、下水道等利用者との費用負担の均衡という面から、清掃費補助制度を活用し、維持管理費用の軽減を図ります。

非水洗化世帯については、合併処理浄化槽設置費用の助成による設置促進を進めます。

5 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・汚泥の排出量の見通し

し尿・汚泥の排出量は、人口減少が続くことや、汲み取り世帯の水洗化及び下水道への接続など、今後も減少していく見込みです。汲み取り世帯の減少から、し尿は着実に減少し、汲み取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換により、浄化槽汚泥は微増が見込まれます。

(2) 収集・運搬計画

市内全域におけるし尿・浄化槽汚泥等の収集量（排出量）は、今後も減少傾向が続くものと見込まれることから、許可業者による収集運搬業務の一層の効率化を図りながら、今後も現状の収集運搬体制を維持していきます。

(3) 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥等は、引き続き飯田竜水園で搬入処理を維持していきます。

関係する市町村との課題や問題点を共有し、連携しながら搬入量を適切に把握し、管理運営の効率化を図ります。

これらの施設は処理水の徹底した水質管理を行いながら、環境基準を順守し、かつ、安全で安定した運転稼働に努めていきます。

(4) 最終処分計画

し尿処理施設から搬出される脱水汚泥等は、民間リサイクル施設等に運ばれ堆肥等に再利用されていることから、当面は現状のとおり維持していくこととします。

しかしながら、民間施設に依存しているため、需要と供給のバランスを考慮し、将来的には近隣市町村と広域連携し処分方法を模索していきます。

第4章 その他生活排水に関すること

1 生活排水の課題

し尿処理施設は飯田市をはじめ関係する近隣町村から排出されるし尿・汚泥を共同で処理しているため、今後の水洗化の取り組みを踏まえて、現状に見合った施設のあり方を検討する必要があります。特に農業集落排水施設から公共下水道への統合等の処理施設の統廃合が今後進むことや、合併処理浄化槽の普及促進等により、将来の搬入量の変動に対応した運転調整を進める必要があります。

また、近年激甚化する豪雨災害など、気象変動に適応した施設の災害リスク軽減対策も求められています。

合併処理浄化槽については、個人の設置管理であることから、適正な管理を怠ると公共用水域の水質悪化につながります。このため、継続的な指導助言をする必要があります。

2 市民に対する広報・啓発活動

下水道接続世帯については、下水道施設の故障破損の原因とならないよう、流してはいけないものを流さないなどの「下水道の正しい使い方」を広く周知し、いつでも安心して利用できるよう広報します。

下水道未接続など水洗化されていない世帯については、生活環境や水環境の保全のための生活排水処理の必要性について、職員による戸別訪問活動や広報いいた、ケーブルテレビ、FM 飯田など各メディアを通じて広報し、普及啓発活動を行います。

また、集合処理区域外においても合併処理浄化槽の確実な設置と適切な維持管理について、各種メディアを通じて広報を行うとともに、チラシやパンフレットを活用して働きかけていきます。

その他、既存処理施設の施設見学会の開催や、水環境の保全につながるイベントなどを通じて生活排水処理に関心を持ってもらいます。

3 計画の運営管理

本計画は図4-3に示すとおり、計画の策定・見直し（Plan）、計画に基づく事業・施策の実施（Do）、計画の評価・検証（Check）、本計画の見直し（Action）によるPDCAサイクルで運営管理します。

本計画を具体化するため、事業に必要な事項については実施計画を策定し実施します。

なお、課題解決のために本計画を変更する必要性が生じた場合や本計画の前提条件に大きな変化が生じた場合等には、その都度本計画の改訂等を行います。

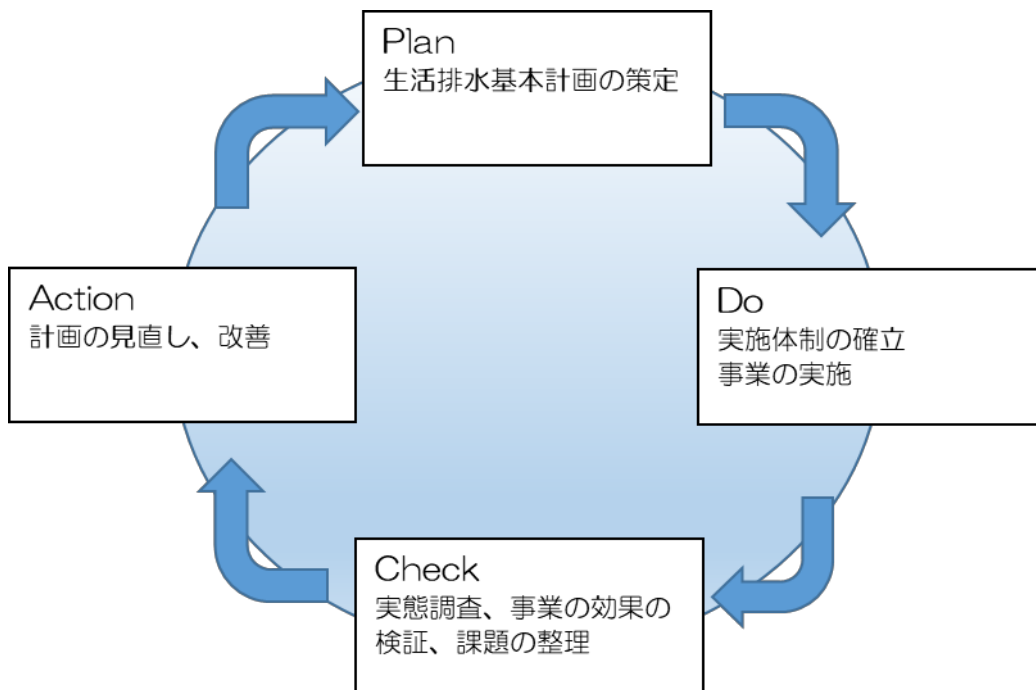
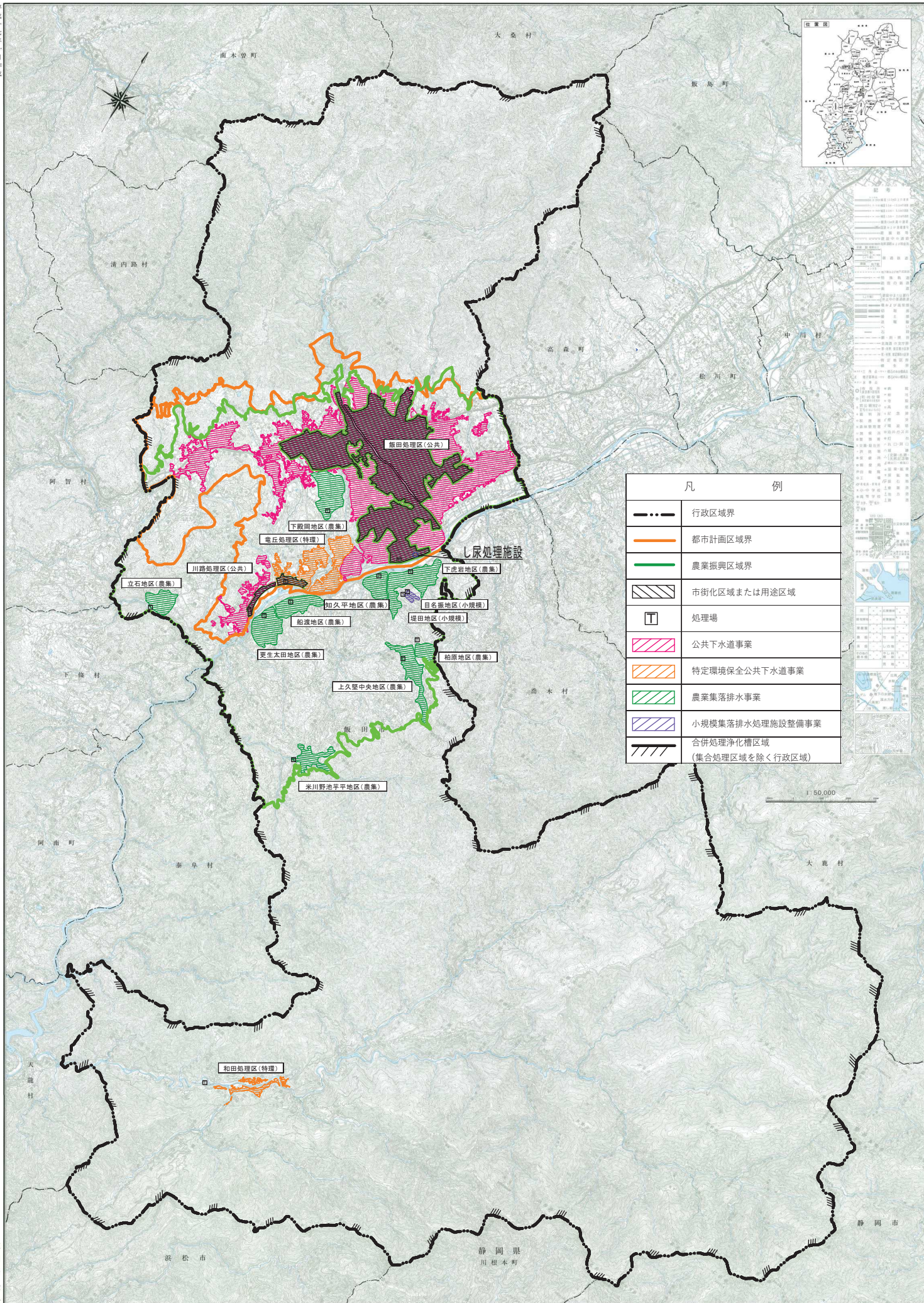


図4-3 PDCA サイクルによる計画の運営管理

飯田市全図

平成十七年十月作成



凡 例

—●—●—	行政区域界
—	都市計画区域界
—	農業振興区域界
▨	市街化区域または用途区域
□	処理場
▨	公共下水道事業
▨	特定環境保全公共下水道事業
▨	農業集落排水事業
▨	小規模集落排水処理施設整備事業
▨	合併処理浄化槽区域 (集合処理区域を除く行政区域)



1:50,000

飯田市役所

飯田市生活排水処理基本計画

平成 22 年 12 月策定

令和 3 年 1 月改訂

飯田市上下水道局下水道課

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地

TEL 0265 (22) 4511 代表

Mail gesui@city.iida.nagano.jp

<https://www.city.iida.lg.jp/site/jougesuido/>